

1. 建築物

- [1] 出入口
- [2] 廊下等(廊下その他これに類するもの)
- [3] 階段(その踊場を含む)
- [4] 昇降機
- [5] 便所
- [6] 駐車場
- [7] 敷地内の通路
- [8] 観覧席等(観覧席又は客席)
- [9] 浴室
- [10] 更衣室等(更衣室、シャワー室及び洗面所)
- [11] 客室
- [12] 受付カウンター・記載台
- [13] 公衆電話設備
- [14] 券売機
- [15] 改札口
- [16] 休憩所
- [17] 授乳及びおむつ替えの場所
- [18] 案内標示等(案内標示及び非常警報装置)

□建築物の整備にあたっての基本方針

建築物は、日常生活の中でも身近で利用の機会が多い施設の一つであり、それを利用する者への配慮を行うことは、設計の際の基本である。したがって、建築物は高齢者や障害者などを含むすべての人々にとって利用しやすい施設となるよう整備することが望まれる。とりわけ、不特定又は多数の人々が利用する公共性の高い建築物においては、率先して推進していく必要がある。そして、単に建築法規に適合させるだけでなく、高齢者や障害者などがその建築物を利用するにあたっての利便性・安全性をよく検討し、可能な限り障壁を除去することにより、高齢者や障害者などが円滑に利用できるよう配慮することが必要である。

そうした整備上の配慮の基準を設定したものであり、その前提としての考え方は次のようなものである。

- 高齢者や障害者などが利用する上での障壁をできるかぎり除去するとともに、さらに進んで、利用しやすい建築物をめざす。また、通常時の円滑な利用はもとより、非常時の対応も考慮し整備を行なう。
- 施設整備上配慮すべき対象者を単に障害者に限定せず、高齢者や障害者などを含むすべての利用者とし、多様な利用者を想定するとともに、個々の特性に応じた配慮を行う。
- 建築物の用途や目的は一樣ではなく、規模も異なっているため、それぞれの建築物に合わせた配慮をする。